

令和2年3月24日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から武陽ガス株式会社（法人番号3013101000328）、秦野瓦斯株式会社（法人番号7021001022743）、蒲原瓦斯株式会社（法人番号5110001008233）、伊東瓦斯株式会社（法人番号8080101013191）、茨石商事株式会社（法人番号2050001011353）、関彰商事株式会社（法人番号2050001031500）、太平産業株式会社（法人番号3050001024016）、東京ガスエネルギー株式会社（法人番号3011801021222）及び武州産業株式会社（法人番号4030001055499）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20200324 関東第 58 号
令和 2 年 3 月 2 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和 2 年 3 月 2 4 日付け 20200324 関東第 16 号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。